

日本安全保障貿易学会第 21 回研究大会
2016 年 3 月 19 日（土）
於同志社大学室町キャンパス
第 2 セッション：非国家主体に対する輸出管理

非国家主体に対する武器移転の問題をめぐって

榎本珠良

明治大学研究・知財戦略機構共同研究員
（国際武器移転史研究所）

非国家主体への武器移転については、1990 年代以降の国連小型武器プロセスや 2000 年代から 2010 年代前半の武器貿易条約（ATT）交渉をはじめ、国際的な政策論議の場において争点の 1 つになり、先行研究においても論点の解説や提言などが行われてきた¹。また、2010 年以降の「アラブの春」や、2011 年からのシリアおよび周辺地域の武力紛争に関しては、個人や非国家の集団に対して国境を越えて武器が移転され使用される現象が注目され、研究者や NGO などによって、移転ルートの解明が試みられたり、様々な非国家主体への武器移転を許可する各国政府の主張や思惑などが論じられるなどしている²。

¹ 例えば次の文献。Andrew Clapham (2013) Weapons and armed non-state actors, in Stuart Casey-Maslen (ed), *Weapons Under International Human Rights Law*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 163-196; Paul Holtom (2012) Prohibiting arms transfers to non-state actors and the Arms Trade Treaty, UNIDIR Resources; Glenn McDonald, Sahar Hassan & Chris Stevenson (2007). Back to basics: Transfer controls in global perspective, in Eric G. Berman, Keith Krause, Emile LeBrun & Glenn McDonald (eds.), *Small Arms Survey 2007: Guns and the City*. Cambridge & New York: Cambridge University Press. pp. 117-143.

² 例えば次の文献。Amnesty International (2013) *Taking Stock: The Arming of Islamic State*, London: Amnesty International.

ただし、国際的な政策論議において非国家主体への武器移転問題が取り扱われることは、決して 1990 年代以降の新しい現象ではない。主権国家形成後に武器移転の規制に関する国家間の合意形成が試みられるようになった 19 世紀末から、非国家主体への武器移転は問題視されてきた。本報告では、まず、19 世紀から冷戦期までの国際社会における非国家主体に対する武器移転をめぐる問題認識の変遷を、大きく 2 つの時代に分けて辿る。そして、これらの時代と対比しつつ、1990 年代以降の国際的な政策論議の特徴や背景を明らかにするとともに、この時代の合意文書のなかで非国家主体への武器移転問題がいかに扱われてきたのかを整理する。

なお、本報告では主に小型武器・軽兵器や重兵器といった通常兵器を扱うが、本報告で扱う論議や合意文書における対象兵器には、それぞれ若干の相違があることに留意されたい。

1. 非国家主体に対する武器移転をめぐる問題認識：19 世紀末から冷戦期まで

- (1) 19 世紀末から戦間期まで
- (2) 冷戦期

2. 1990 年代以降の政策論議における論点

- (1) 「新しい戦争」問題
- (2) 国家が人々を保護する意思や能力に対する懐疑
- (3) 非国家主体の定義

3. 1990 年代以降の合意文書における位置づけ

- (1) 対象集団・対象兵器が限定的な合意
- (2) 国連小型武器行動計画
- (3) ワッセナー・アレンジメント
- (4) 地域的合意
- (5) 武器貿易条約 (ATT)

4. おわりに